

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和2年2月6日(2020.2.6)

【公表番号】特表2019-510731(P2019-510731A)

【公表日】平成31年4月18日(2019.4.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-015

【出願番号】特願2018-528557(P2018-528557)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/765	(2006.01)
A 6 1 K	47/60	(2017.01)
A 6 1 P	31/12	(2006.01)
A 6 1 P	31/18	(2006.01)
A 6 1 P	31/16	(2006.01)
A 6 1 P	31/22	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)
A 6 1 P	31/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 K	9/20	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	9/14	(2006.01)
C 0 8 F	16/34	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/765
A 6 1 K	47/60
A 6 1 P	31/12
A 6 1 P	31/18
A 6 1 P	31/16
A 6 1 P	31/22
A 6 1 P	31/14
A 6 1 P	31/20
A 6 1 K	9/08
A 6 1 K	9/20
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	9/14
C 0 8 F	16/34

【手続補正書】

【提出日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクリロレン由来セグメントおよびポリアルキレングリコールオリゴマーセグメントを含み、1000ダルトン以下の分子量を有する共重合体を含む、対象における非経口ウイルス感染症の治療のための組成物。

【請求項2】

前記アクロレイン由来セグメントは、2以上のアクロレイン残渣を含むポリアクロレンオリゴマーである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記共重合体は、300～1000ダルトンの分子量を有する、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記ポリアルキレングリコールオリゴマーセグメントは、200～600ダルトンの範囲の分子量を有する、請求項1から3のいずれかに記載の組成物。

【請求項5】

前記ポリアルキレングリコールオリゴマーセグメントは、200～400ダルトンの範囲の分子量を有する、請求項1から4のいずれかに記載の組成物。

【請求項6】

前記ポリアルキレングリコールはポリエチレングリコールである、請求項1から5のいずれかに記載の組成物。

【請求項7】

局部投与用である、請求項1から6のいずれかに記載の組成物。

【請求項8】

全身投与用である、請求項1から7のいずれかに記載の組成物。

【請求項9】

経口投与用、吸入用、経皮送達用、または注射用である、請求項1から8のいずれかに記載の組成物。

【請求項10】

経口投与用である、請求項1から9のいずれかに記載の組成物。

【請求項11】

循環系または血流への注射用である、請求項1から10のいずれかに記載の組成物。

【請求項12】

0.01重量%～20重量%の範囲の水溶液としての投与で使用される、請求項1から11のいずれかに記載の組成物。

【請求項13】

錠剤、カプレット、シロップ、または液体の形態で経口投与用に使用される、請求項9に記載の組成物。

【請求項14】

前記共重合体は、1日1あたりに体重1kg当たり1mg～1000mgの範囲の用量で、全身投与用に使用される、請求項1から13のいずれかに記載の組成物。

【請求項15】

前記ウイルス感染症は、インフルエンザウイルス、HIV、肝炎、ロスリバー、およびヘルペスからなる群から選択される、請求項1から14のいずれかに記載の組成物。

【請求項16】

前記ウイルス感染症は、インフルエンザである、請求項1から15のいずれかに記載の組成物。